

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。この認定を受けた企業の証が「くるみんマーク」です。

厚生労働省はさらに、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する「プラス」制度を新設し、令和4年4月1日から施行します。

新設する「プラス」のマークと愛称は、広く一般に公募し、マーク81点、愛称134点の応募の中から、選考委員会での検討等を経て決定されました。

くるみんプラス認定

不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定する制度を新設します。3種類のくるみんマークに、それぞれ「プラス」が追加されます。

●くるみんプラス認定、トライくるみんプラス認定、プラチナくるみんプラス認定

「くるみん」認定企業が、不妊治療と仕事との両立にも取り組む場合に付与する認定マークです。3種類のくるみんに追加して、「くるみんプラス」「トライくるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」と称し、以下のマークとします。

「くるみんプラス」



「トライくるみんプラス」



「プラチナくるみんプラス」



デザイン制作意図：不妊治療を受けながら仕事をする方を会社の上司、同僚等がサポートし、みんなで支えていくようなデザインにしました。支えている手がハートになって、どんどん繋がっていくことでサポートの輪が会社や世の中全体に広がっていく。そして、みんなの幸せになる。そんな様子を表しています。

不妊治療と仕事との両立に関する認定基準

- (1) 次の①及び②の制度を設けていること。
 - ① 不妊治療のための休暇制度
 - ② 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度
- (2) 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。
- (3) 不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組が実施されていること。
- (4) 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。

※ 各「プラス」認定を受けるためには、上記認定基準に加えて、受けようとするくるみんの種類に応じた認定基準を満たしていることが必要です。

認定を受けるとマークを商品や広告、企業のウェブサイトなどに使用することができ、子育てサポート企業、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業であることのアピールや、企業イメージの向上などにつながることが期待されます。

厚生労働省は、企業において子育てや不妊治療等を行う労働者が職業生活と家庭生活の両立を図ることができる職場環境の整備が推進されるよう、周知啓発、取り組み支援を図っていきます。

＜個別相談の実施＞

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060